

協議第34号

新町の名称について

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	3 新町の名称

「協議第34号 新町の名称について」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	3 新町の名称
調整の内容	

留意事項		調整の具体的内容						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>新設合併</th> <th>編入合併</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>すべての町村の法人格が消滅し新たな法人格が発生することから、新町の発足までに新町の名称を定める必要がある。この場合、合併関係町村の名称を使用することもできる。</p> </td> <td> <p>編入する町村の法人格が継続することから、編入する町村の名称とすることが多いが、編入する町村の名称を変更することにより、新たに制定することもできる。</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>地方自治法第7条の規定による関係町村の廃置分合（合併）の申請に基づき、道議会の議決を経て知事が定め、総務大臣が告示することにより効力が生じる。</p> </td> <td> <p>編入合併に伴い町村の名称を変更する場合は、地方自治法第3条の規定により、あらかじめ知事に協議し、条例でこれを定める必要がある。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	新設合併	編入合併	<p>すべての町村の法人格が消滅し新たな法人格が発生することから、新町の発足までに新町の名称を定める必要がある。この場合、合併関係町村の名称を使用することもできる。</p>	<p>編入する町村の法人格が継続することから、編入する町村の名称とすることが多いが、編入する町村の名称を変更することにより、新たに制定することもできる。</p>	<p>地方自治法第7条の規定による関係町村の廃置分合（合併）の申請に基づき、道議会の議決を経て知事が定め、総務大臣が告示することにより効力が生じる。</p>	<p>編入合併に伴い町村の名称を変更する場合は、地方自治法第3条の規定により、あらかじめ知事に協議し、条例でこれを定める必要がある。</p>	
新設合併	編入合併							
<p>すべての町村の法人格が消滅し新たな法人格が発生することから、新町の発足までに新町の名称を定める必要がある。この場合、合併関係町村の名称を使用することもできる。</p>	<p>編入する町村の法人格が継続することから、編入する町村の名称とすることが多いが、編入する町村の名称を変更することにより、新たに制定することもできる。</p>							
<p>地方自治法第7条の規定による関係町村の廃置分合（合併）の申請に基づき、道議会の議決を経て知事が定め、総務大臣が告示することにより効力が生じる。</p>	<p>編入合併に伴い町村の名称を変更する場合は、地方自治法第3条の規定により、あらかじめ知事に協議し、条例でこれを定める必要がある。</p>							
基本的な考え方								
名称についての手続き								

新町の名称に関する法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（名称）

第3条 地方公共団体の名称は、従来の名称による。

都道府県の名称を変更しようとするときは、法律でこれを定める。

都道府県以外の地方公共団体の名称を変更しようとするときは、この法律に特別の定めのあるものを除くほか、条例でこれを定める。

地方公共団体の長は、前項の規定により当該地方公共団体の名称を変更しようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならない。

地方公共団体は、第三項の規定により条例を制定し又は改廃したときは、直ちに都道府県知事に当該地方公共団体の変更後の名称及び名称を変更する日を報告しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定による報告があつたときは、直ちにその旨を総務大臣に通知しなければならない。

前項の規定による通知を受けたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

協議項目	3 新町の名称
新町の名称は、幕別町とする。	